

様式第1号（第2-2-(1)関係）

計画等の案の概要

名称	静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画 (第六次静岡県DV防止基本計画)					
公表するもの	第六次静岡県DV防止基本計画 案					
県民意見の募集	有 無	有の場合は その募集期間	令和7年12月25日(木)～令和8年1月23日(金)			
担当課等名	健康福祉部こども若者局こども家庭課	電話番号	054-221-3759			
総合計画における位置づけ	5-2 すべての子どもが大切にされる社会づくり					
審議会等の名称	—					
1 趣旨	<p>本県では、配偶者からの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）のない社会づくりとDV被害者の自立を目指して、平成18年3月に「静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（以下「DV防止基本計画」という。）」、平成21年3月に「第二次DV防止基本計画」、平成26年3月に「第三次DV防止基本計画」、平成30年3月に「第四次DV防止基本計画」、令和3年3月に「第五次DV防止基本計画」を策定した。</p> <p>第五次DV防止基本計画の計画期間が令和7年度までであることから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）の改正や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）等を踏まえ、「第六次DV防止基本計画」を策定する。</p>					
2 骨子	<p>(1) 計画の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DV防止法第2条の3第1項に基づく、国の基本方針に即した静岡県の基本計画 ・ 静岡県総合計画の分野別計画であり、「第五次静岡県男女共同参画基本計画」、「静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画」と整合を図っている。 <p>(2) 計画期間</p> <p>令和8年度から令和10年度まで</p> <p>(3) DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指して</p> <p>(4) 計画の体系</p>					
<table border="1"> <tr> <td>施策1 DVをしない、させない、見逃さない地域づくりの推進</td> <td>(1)DV発生防止のための人権教育・啓発の推進 (2)DV早期発見、通報のための広報、知識普及</td> </tr> <tr> <td>施策2 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり</td> <td>(1)県におけるDV相談の推進 (2)地域におけるDV相談の推進 (3)多様性に配慮した相談体制の推進</td> </tr> </table>			施策1 DVをしない、させない、見逃さない地域づくりの推進	(1)DV発生防止のための人権教育・啓発の推進 (2)DV早期発見、通報のための広報、知識普及	施策2 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり	(1)県におけるDV相談の推進 (2)地域におけるDV相談の推進 (3)多様性に配慮した相談体制の推進
施策1 DVをしない、させない、見逃さない地域づくりの推進	(1)DV発生防止のための人権教育・啓発の推進 (2)DV早期発見、通報のための広報、知識普及					
施策2 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり	(1)県におけるDV相談の推進 (2)地域におけるDV相談の推進 (3)多様性に配慮した相談体制の推進					

施策 3 DV 被害者とその子どもの心身に配慮し安全に守る保護の実施	(1)安全な保護のための関係機関の連携推進 (2)一時保護施設における被害者支援 (3)子どもに対するケア体制の充実 (4)多様なケースに対応した保護体制の整備
施策 4 DV 被害者の自立に向けたきめ細かな支援環境の整備	(1)生活再建のための支援 (2)住まい確保のための支援 (3)就業に向けた支援 (4)心身の回復のための支援
施策 5 DV 被害者支援の充実に向けた関係機関の連携推進	(1)市町のDV施策の推進 (2)相談機関ネットワークの強化 (3)民間団体との協働による被害者支援体制づくりの推進